平成２６年（フ）第２９４号
静岡県浜松市西区西山町1882番地の２　西山園
債務者　小泉　久志
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第14地割32番地274　ホープヒルズ２号
債務者　内舘　友美
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後１時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第９３７７号
東京都北区浮間３丁目21―14
債務者　西澤　　進
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６３号
北海道帯広市西３条南27丁目１番地17　サンブライトハイツＮＯ１・205号
債務者　阿部　憲治
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
栃木県小山市駅東通り１丁目41番26号　あけぼのコーポ101号
債務者　中河原　勉
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１７６号
千葉市中央区本町３―７―５　ベリスビル２階、登記簿上の本店所在地千葉市中央区長洲１丁目22番２号
破産者　有限会社上総屋
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１７７号
千葉県市川市欠真間２―26―２　第一矢島コーポ106、住民票上の住所千葉県四街道市鷹の台２丁目22番21号
破産者　佐藤　時男
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２６５号
千葉県八千代市下市場１丁目６番32号　フロイデ勝田台弐番館103号室
破産者　齋藤　雄大
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３５７号
千葉市若葉区都賀３丁目33番21号　サンホワイト101号
破産者　飯田　純子
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３６９号
千葉県市原市西五所24番地１　プレミール202
破産者　白鳥　典明
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４２７号
千葉市中央区長洲１丁目11番１号　ヴィヴァン千葉中央1102号
破産者　木村麻衣子（旧姓三枝）
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７９４２号
東京都新宿区西落合３丁目８―13―201
破産者　苫米地優子
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００５０号
東京都新宿区中落合４丁目15―８
破産者　古明地治雄
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１２８号
東京都板橋区小茂根４丁目３―15
破産者　中島邦彦・中島祥行こと　李　　根熙
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８４号
東京都江戸川区小松川１丁目５―７―1104
破産者　與那嶺志保子
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２８６号
埼玉県入間市東町４丁目１番74号
破産者　株式会社レッドパワー
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２８７号
埼玉県入間市東町４丁目１番74号
破産者　有限会社ゼウス
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１２５号
東京都板橋区双葉町39―６―106
破産者　梅田　裕一
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２９３号
東京都千代田区内神田３丁目22番10号　地下１階
破産者　株式会社Ｆ・Ｂ・Ｓ
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部